

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel 048-844-8972

Fax 048-829-7444

nakusukai_01@saitama-k.com



消費者力アップ 学習会

あなたに届いたそのメール、フィッシングメールかも！

～手口と対策を学ぼう！～

2026年3月5日(木)、埼玉会館 3C会議室及びオンライン(Zoom)にて、フィッシング対策協議会の林 憲明さん(トレンドマイクロ株)を講師に迎え、49人が参加しました。

フィッシング詐欺について知る

「資産がないから狙われない」は誤り。犯罪者は無差別に網を投げ、乗っ取った環境を踏み台として悪用します。フィッシングメールから誘導した偽サイトでカード情報などを入力させ、転売や不正購入に利用。なりすまし対象となった企業(ブランド)は100件を超えています。

- 偽サイトへの誘導テクニックは、「つい」承諾してしまう心理メカニズムを悪用。「有効期限」「至急対応」などの文言で焦らせ、公的機関名で入力や支払いを急かし「催促」します。
- 2025年はショートメッセージサービス(SMS)によるフィッシング被害「スミッシング(SMS+フィッシング)」が急増。宅配不在通知やID更新などによるIDやアカウントの詐取、銀行の認証情報詐取など手口が多様化しています。
- 生命保険会社の偽サイトでは、保険証券番号を悪用し詐取したIDで貸付金を不正受取。証券会社の偽サイトではログイン情報を入力させ口座を乗取り、株価操縦の事例もあります。
- FAXのQRコード、SNS乗っ取り、警察官を名乗るビデオ通話、AIフェイク動画など、手口は日々進化しています。



▲スミッシングの例

tuneアイコン



塗り替えるべき常識

一昔前に安全とされていたものは、古くなっている場合も。常識は5年でアップデートが必要です。

- アイコンの新常識:「鍵(🔒 https://)アイコンは安全」は神話。真正性は担保していません。「安全である」という誤解を懸念し、「tune(チューン)アイコン」へ変更されています(tune:調整の意)。
- パスワードの新常識:「単一要素認証で15文字、多要素認証で8文字以上」。漏えいした場合のみ変更すればよく、大文字・小文字の組み合わせなどの構成ルールは不要で「果物+野菜+花」や「歌詞2つ」の組み合わせなどの長いフレーズが有効です。
多要素認証とは「知識(パスワード)+所有(スマートフォン)+本人(指紋や顔認証など)」の組み合わせ。
- 次世代の認証技術:パスワード不要で生体認証などでログインする「パスキー」。
- 正規のメールには受信ボックスでブランドアイコンが表示されるので、判断材料の一つになります。
- ショートメッセージサービスの「0005」で始まる共通番号は携帯各社が審査済。国際電話番号(+1や+44などから始まる番号)やアルファベットの送信元は要注意です。

フィッシングメールに引っかからないための行動習慣

- おかしいと思ったら一度手を離して深呼吸を。
- 情報へのアクセスは「ブックマークした公式サイト」か「公式アプリ」から。誘導リンクは決して開かない。
- 差出人や宛先ではなく「何をさせようとしているのか」の点だけに注目する。
- 「ログイン通知」「送金・決済通知」を必ずオンにし、異常を即座に気付ける状態に。



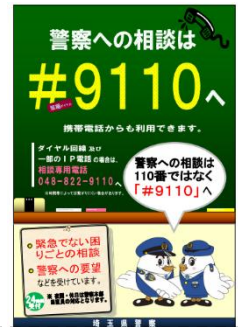
もし、被害に遭遇したら まずはパニックにならないで！

- 別の安全な端末からすべてのパスワードを変更する
- 履歴を確認し、疑わしい記録をチェック
- 金融機関、サービス会社に連絡しアカウントを停止
- 警察相談ダイヤル（＃9110）や専門機関へ相談を。

最後に＝知識を家族や友人知人と共有することが何よりの対策
防御の要は「技術」ではなく「行動習慣」。

「STOP（立ち止まる）THINK（考える）CONNECT（楽しむ）」を意識する。 出典：埼玉県警察ホームページ

不審メールやフィッシングサイトはフィッシング報告受付（info@antiphishing.jp）へ情報提供を。
最新の情報を学び、対策を見直し続ける継続的な活動、「知っている」事が最大の防御。



参加者からの感想（一部抜粋、概要）

- CONNECT を“楽しむ”とされたことに意味があると思った。楽しんでネットと付き合っていきたい。
- きちんと手を止めて、冷静に考えられるように習慣にしていこうと改めて思った。
- 自分と関係ある企業からのメールが特に怖いと感じた。
- パスワードの最新の常識を知り、知識をアップデートできた。

注意喚起

過払い金返金を謳う広告や動画サイトにご注意ください

「クレジットカードや消費者金融などのキャッシング（リボ払い含む）をご利用された方々に、これまでのご利用額の一部が返還されています」「借金を必ず減らせる」「国が認めた借金救済制度があります」「全額免除または大幅減額の可能性があります」「電話やチャットのやり取りのみ」などと謳う広告にご注意ください。

広告で多重債務者を集め、高額な報酬を請求するなどのトラブルが相次いでいます。

過払金返還は、貸金業法が全面施行された2010年以前に利息制限法の上限（年率15～20%）と、出資法の上限（年率29.2%）の間のいわゆるグレーゾーン金利で継続的に金銭の借入・返済を行っていた方が対象です。

2025年4月、日本司法書士連合会（日司連）が以下の規制を柱とする「規則基準」をまとめました。

◇面談の原則 ◇適切な事件処理の禁止 ◇報酬の上限規制 ◇広告の規制

なくす会の活動委員会※）は、過払い金返金を謳う広告について疑問を持ち、内部学習会を開催するなど、問題点について議論してきました。

その結果、一部過払い金返金の広告やYouTube動画に関しては数々の問題点があり、その問題点が消費者に周知されていないことがわかりました。

そこで、正確な知識を得ることでトラブル防止につながるよう、埼玉司法書士会などにあてて過払い金返金に関する解説や注意喚起を掲載することをお願いする文書を送付しました。

詳しくは[こちら](#)



※消費者契約法第12条に基づく差止請求関係業務による申入れではなく、一般消費者が適切な商品・サービスの選択を行えるよう、広告等の表示について調査・検討を行い、任意の要望などを行っています。

共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)におけるなくす会の請求を棄却する判決を受け、判決の内容を不服として、2026年1月7日、控訴を提起し、同年2月26日、控訴理由書を提出しました。

控訴審の第1回期日が、2026年4月20日(月)10時30分より、東京高等裁判所の第511号法廷にて行われます。詳しくは[こちら](#)



【原判決に対するなくす会の見解】

原判決は、無償施術部分も実質的に有償と評価できる余地を認めながら、有償と無償を書き分けて清算義務の回避を狙った本件クレジット契約書に記載不備はないとしてクーリング・オフを認めなかった。これは脱毛エステの役務実態を無視し、自由な解約権を保障した特商法の趣旨及びそれを受けて個別クレジットの契約書の記載要件を定めた割販法の趣旨に反する誤った判断である。

また、消費者は「一生通い放題」と信じて契約したのに、事業者は倒産した上、返金対象が有償部分の1年間4回に限定されており、事業者の勧誘行為は不実告知に当たるべきであるのに、不実告知とは認めなかった原判決には誤りがある。

争点(4)：不実告知と消費者の誤認

勧誘・広告 (The Promise)	契約書 (The Contract)
“一生通い放題” “期間無制限の脱毛品質保証”	“有償施術4回・契約期間1年間”

不実告知 (Misrepresentation)：「無期限・無制限」を強調して勧誘しながら、契約上は「1年」で責任を切り離す構造は、重要事項に関する不実告知(特商法44条1項1号)に該当する。

原判決の誤り：原判決は「契約書に1年と書いてあるから誤認はない」とするが、消費者は「1年は形式で、実態は永久保証」と信じ込まされている。

法的帰結：法定書面不交付によるクーリング・オフ

前提：エステ契約の記載(有償1年/無償無制限)は実態を歪めた違法・無効な記載。

波及：これを引用したクレジット契約書も、「役務提供の回数・期間」を正しく記載していない(不実記載)。

結論：適法な法定書面が交付されていないため、クーリング・オフ期間は進行しない。よって、現在もクーリング・オフが可能である。

根拠条文：割販販売法35条の3の9、省令83条4号

▲NotebookLM で作成した資料

差止請求

訴訟や申入れ活動を行っている事案(2026年3月10日現在)

事業者	概要
Agoda Company Ptd. Ltd.	(オンライントラベル事業者)【差止請求訴訟継続】 利用規約にある「一切責任を負わない」といった不当な免責条項などの使用停止や修正を求め、訴訟を継続しています。第4回期日は3月26日(木)に弁論準備期日(傍聴不可)で行われる予定です。
RISU Japan(株)	(通信教育事業)【差止請求書(41条書面)】 「RISU 算数」の利用規約やサイト上の一部表記の修正を求めており、事業者側からは今後改定するとの回答がありました。
デジタルデータソリューション(株)	(データ復旧事業者)【差止請求書(41条書面)】 サイト上の「復旧率最高値 95.2%」という表示の修正などを求めており、修正するとの回答を受け、サイト上の表示を確認しています。
エンターテインメント(株)	(チケット仲介サイト)【差止請求書(41条書面)】 チケットが利用できなかった際の賠償額を、商品代金額に相当する金額を上限とするとの規約の修正を求めており、事業者からの回答内容を検討しています。

申入れ実施：JustAnswerLLC(オンライン相談)、(株)ファーマフーズ(美容製品販売)、(株)GMO(ドメイン販売事業者)、(株)ワコム(ペンタブレット販売事業者)

※(株)リブ・マックス(マンスリーマンション契約)、(株)和漢(健康食品販売)に対する申入れを終了しました

ご案内

第 23 回通常総会について

日時:2026 年 6 月 16 日(火)10 時～
会場:埼玉会館3C 会議室及びオンライン
詳細は 5 月発行のニュースレター及び
6 月初旬にお送りする議案書でご確認ください。

総会終了後、同会場にて、消費者庁地方協力課長赤井様を講師に、総会記念講演「新しい地方消費者行政強化交付金の概要と活用」(仮題)を開催予定です。

報告

令和 7 年度埼玉県と適格消費者団体等連絡協議会

2 月 17 日(火)、埼玉県生協連多目的室にて開催されました。

本協議会は、埼玉県民の消費生活の安定及び向上を図るため、埼玉県と県内の適格消費者団体が互いに連携し、情報提供などを行うことを目的に、年 2 回開催されているものです。

埼玉県からは消費生活課、埼玉県消費生活支援センターの計 6 人、なくす会からは理事長、専務理事、事務局の 3 人が出席し、埼玉県消費生活基本計画、なくす会と埼玉県消費生活センターとの連携、互いの取り組みなどについて情報交換を行いました。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和 7 年度適格消費者団体連絡協議会

3 月 7 日(土)、8 日(日)に国民生活センター(相模原)及びオンラインにて開催され、適格消費者団体 26 団体、めざす団体 5 団体、消費者庁、国民生活センター、消費者スマイル基金、消費者委員会、講演者、計 235 人が参加しました。

1 日目は「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」(消費者庁消費者制度課)、「デジタル取引・特定商取引法等検討会」(同取引対策課)の講演のあと、各団体から差止請求及び被害回復事例などについて報告がありました。

なくす会からは「ライフティ(株)被害回復訴訟一審判決」「アゴダ社のオンライン予約サイトにおける不当条項差止請求訴訟」について報告を行いました。

2 日目は「消契法 12 条の 4 をどのように活用するか?」と題し、金沢大学法学類教授 福本知行さんの講演および体制整備などに関する意見交換などを行いました。



事務局より



2026 年度年会費について 団体会員の皆様

2026 年度(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)の会費につきまして、4 月初旬に請求書を送付いたします。
※会費は 2025 年度会費と同額です。

個人会員の皆様

5 月発行のニュースレターを郵送またはメール送信する際に、請求書もお送りいたします。

アンケートめやすばこ

【スマホによる消費者トラブル】

ご協力いただきありがとうございます。今年度は 773 人の皆様にご回答いただきました。

アンケートのまとめは 4 月初旬になくす会 HP に掲載を予定しています。



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!



◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) Tel048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)